

(地球温暖化対策の推進に関する法律第21第1項に基づく地方公共団体実行計画)

田尻町地球温暖化対策実行計画

平成29年度～平成32年度

平成29年3月

大阪府泉南郡田尻町

目次

第1章 基本的事項

1. 計画背景……………2
2. 計画目的……………2
3. 基準年度・計画期間・目標年度……………2
4. 対象範囲……………3
5. 対象とする温室効果ガス……………3

第2章 二酸化炭素の排出状況及び削減目標

1. 基準年度の二酸化炭素排出量……………4
2. 要因別の排出状況……………4
3. 削減目標……………4

第3章 具体的な取組

1. 太陽光発電等の再生可能エネルギーの導入……………5
2. 新電力の導入……………5
3. 取組等(共通)……………6
 - ①電気使用量の削減
 - ②暖房、給湯等燃料（A重油・都市ガス・灯油・LPG）の使用量削減
 - ③公用車、動力燃料（ガソリン・軽油）の使用量削減
 - ④紙の使用量削減、ゴミの減量・リサイクルの推進、水の使用量削減
4. 取組等(個別)……………8

第4章 推進・点検体制及び進捗状況の公表

1. 推進体制……………9
2. 点検体制……………9
3. 進捗状況の公表……………9

第1章 基本的事項

1. 計画背景

事業活動並びに日常生活において、より快適な状況を求めるために資源の採取から生産・廃棄に至る社会経済活動の環境負荷が高まっており、その低減が、大きな課題となっています。特に化石燃料の消費に伴う二酸化炭素などの温室効果ガスの排出は地球環境に大きな影響を与えており、地球温暖化の最大の原因となっています。

この地球温暖化問題に関し、平成9年12月に京都市で開催された地球温暖化防止会議（COP3）において、日本の温室効果ガス削減目標が策定され、この目標を達成するために「地球温暖化対策の推進に関する法律」（平成10年10月9日号外法律第117号。以下「法」という。）が施行されました。

この法では、温室効果ガスの排出を抑制するために、国・地方公共団体・事業者及び国民それぞれに責務と幅広い取組を促進するための枠組みが整備されております。

田尻町（以下「町」という。）においても、事業者及び消費者としての立場から環境保全に向けた具体的な取組を実施することにより、環境への負荷の低減を図るために「田尻町地球温暖化対策実行計画」（平成26年度～平成28年度 以下「計画」という。）を策定いたしました。

当計画は、これまでの取組を継続するため、国の削減目標に合わせ平成32年度を最終年度とした計画を改めて策定するものです。

2. 計画目的

本計画は、法第21条第1項に基づき都道府県及び市町村に策定が義務付けられている温室効果ガスの排出量の削減のための措置に関する計画（以下「実行計画」という。）として策定するものであります。町の事務事業の実施に当たっては、本計画に基づき温室効果ガス排出量の削減目標の実現に向けてさまざまな取組を行い、地球温暖化対策の推進を図ることを目的とします。

3. 基準年度・計画期間・目標年度

〔基準年度〕 平成24年度

「気候変動に関する国際連合枠組条約」の最終年度となる平成24年度とします。

〔計画期間〕 4年（平成29年度～平成32年度）

国際的な枠組みであるCOP及び国が2020年（平成32年）の削減目標を設定しており、町との比較・検証を行いやすくするために計画期間の最終年度が2020年となる4年とします。

〔目標年度〕 平成32年度

なお、実行計画の実施状況や技術の進歩、社会情勢の変化により、必要に応じて見直しを行うものとします。

※COP：1992年の国連環境開発会議で採択された気候変動に関する国際連合枠組条約の締結国により、温室効果ガス排出削減策等を協議する会議。1995年の第1回会議以来、毎年開催されている。

4. 対象範囲

実行計画の対象範囲は、町が行う自らの事務事業とし、出先機関等を含めた全ての組織及び施設を対象とします。

なお、指定管理者制度等により、外部委託を実施している事務事業は、対象外となりますが、可能な限り受託者に対して、実行計画の趣旨に沿った取り組みを実践するように要請します。

(対象施設一覧)

施設名	施設名
○田尻町役場庁舎（本庁舎）	○田尻町立保育所・田尻町立幼稚園
○田尻町別館	○田尻町漁業振興広場
○田尻町総合保健福祉センター	○田尻町内防犯灯・道路照明他
○泉州南広域消防本部	△なかよし学級★
泉佐野消防署田尻出張所※	△田尻町立小学校
○嘉祥寺集会所	△田尻町立中学校
○吉見集会所	△田尻町給食場
○田尻町環境衛生事務所	△田尻町立公民館
○田尻町葬祭場	△駅上広場
○田尻町火葬場	△尾張池スポーツ公園
○田尻町排水機場	△田尻町営プール★
○田尻町吉見ポンプ場	△田尻歴史館
○田尻町浄水場	△田尻町多目的グラウンド★
○：町長部局（水道事業分を含む） △：教育委員会 ★：指定管理者制度等	

※本来、水道事業については、単独で対象としますが、町水道事業管理者を置かないため、町部局に含めます。

5. 対象とする温室効果ガス

実行計画で削減対象とする温室効果ガスは、法で定められた削減対象となります6種類のガス [二酸化炭素 (CO₂)・メタン(CH₄)・一酸化二窒素 (N₂O)・ハイドロフルオロカーボン類 (HFC)・パーフルオロカーボン類 (PFC)・六ふっ化硫黄 (SF₆)]のうち二酸化炭素を対象とします。

今後、状況により他種類のガスを順次追加します。

参考

メタン(CH₄)・一酸化二窒素 (N₂O)・ハイドロフルオロカーボン類 (HFC) については、公用車の走行距離に基づき排出量が増加します。

第2章 二酸化炭素の排出状況及び削減目標

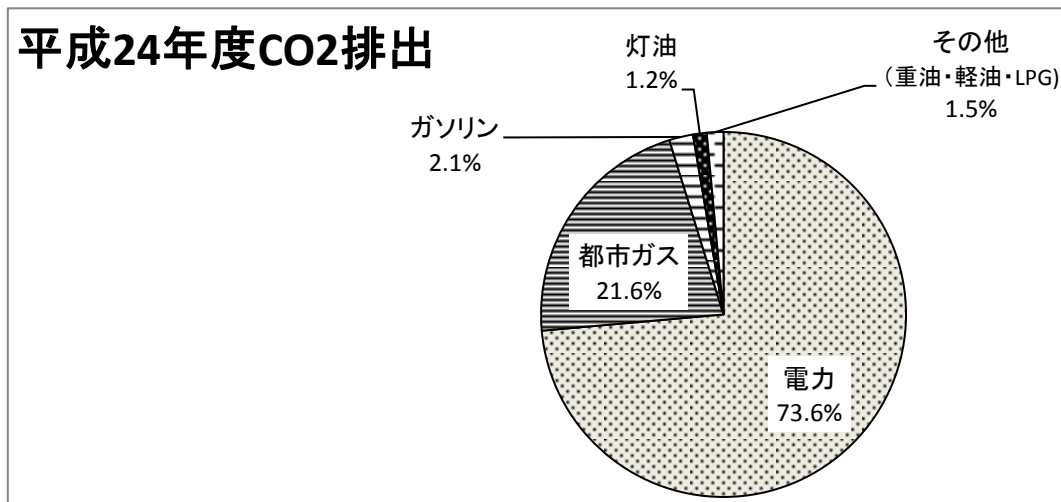
1. 基準年度の二酸化炭素排出量

町の事務事業における基準年度の二酸化炭素総排出量は、1,312,700 kg-CO₂であります。

区分	排出量 (kg-CO ₂)
二酸化炭素 (CO ₂)	1,312,700 kg-CO ₂

2. 要因別の排出状況

基準年度である平成24年度の二酸化炭素排出量を排出要因別に見ると、他人から供給される電気の使用に伴って排出される二酸化炭素が全体の**73.6%**を占め、次いで都市ガスの**21.6%**で、ガソリンの使用が**2.1%**を占めています。



CO₂ 排出量(平成 24 年度) kg-CO₂

平成 24 年度	電 気	都市ガス	ガソリン	灯油	その他 (重油+軽油+LPG)
CO ₂ 排出量	965,881	283,802	27,755	15,973	19,289

3. 削減目標

平成24年度を基準年として、計画期間の最終年度である平成32年度の二酸化炭素排出量を、3%削減することを目指します。（京都議定書の先進国全体数値目標に準拠します。）

区分	基準年度排出量 平成 24 年度	削減目標	目標年度排出量 平成 32 年度
二酸化炭素 (CO ₂)	1,312,700 kg-CO ₂	3 %	1,273,319 kg-CO ₂

第3章 具体的な取組

1. 太陽光発電等の再生可能エネルギーの導入

現状のCO2排出抑制について、日常的な積み重ねによるだけでは限界があり、再生可能エネルギーを利用する必要があります。

再生可能エネルギー

種 類		概 要
発 電	太陽光発電	太陽光が持つエネルギーを直接電気に変えます
	風力発電	風の力で発電機に伝えて、発電
	バイオマス発電	生物資源をエネルギー源として、発電
	中小水力発電	水路河川を利用して、1,000kw 以下の水力発電
	地熱発電	地熱エネルギーを蒸気や熱水などにして、タービンにより発電
熱利用	太陽熱利用	屋根などに集熱器を置いて、給湯や冷暖房に利用
	雪氷熱利用	冷熱エネルギーを「冷房・冷蔵」に利用
	バイオマス熱利用	生物資源をエネルギー源として、熱をつくります
	温度差熱利用	海水や河川水の温度差によりヒートポンプを利用
燃 料	バイオマス燃料製造	生物資源を加工して、燃料として利用

・上記各種の再生エネルギーについては、日々技術革新が進んでいることから、各施設等管理者は、事業状況を勘案して、計画の期間中に導入可能な再生エネルギーの利用を検討するものとします。

2. 新電力の導入

新電力については、電力事業者によってCO2排出係数が異なり、場合によっては現在契約している電力会社より排出係数が大きくなる可能性があります。

また契約事業者の選定にあたっては、環境負荷だけではなく価格や安定供給性といった他の要素も勘案して決定されることから、現状ではその影響の予測が困難です。

しかしながら、町のCO2削減において電力の占める割合は非常に大きいことから、新電力に関する情報収集や導入の可能性に関する検討を積極的に行っていきます。

3. 取組等(共通)

①電気使用量の削減

取組項目	具体的取組
OA機器等の適正管理	<ul style="list-style-type: none"> ・PCの画面照度を70%程度に下げよう努める ・PCの無操作が、30分程度の場合は、スリープモードにするよう努める ・PCの無操作が、120分以上続く場合は、電源を切るよう努める ・OA機器、コピー機等の不使用時の電源を切るよう努める ・OA機器、コピー機の節電、待機モードを設定する ・使用時間の削減に努める ・長時間使用しないOA機器のコンセントを抜くよう努める (PCについても、同様にコンセントを抜くよう努める)
照明の適正管理	<ul style="list-style-type: none"> ・必要な個所のみ点灯(自然光の活用)するよう努める ・未使用空間(会議室等)の消灯 ・必要最小照度の設定による蛍光灯等の本数削減 ・定期的な器具の清掃 ・昼休憩中の事務室や廊下、時間外の不必要箇所等の消灯(窓口関係を除く)
エレベータの使用	<ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者の利用、若しくは台車等で荷物運搬する場合を除き3階以内の移動は原則として階段を使用する
空調機器の適正管理	<ul style="list-style-type: none"> ・設定温度の最適化(空調の温度を冷房時28℃設定、暖房時19℃設定の徹底) ・クールビズ・ウォームビズを推進する ・使用の抑制 ・カーテン等簡易な断熱化の励行 ・使用していないエリア(会議室等)の冷暖房の停止を徹底 ・エアコンフィルターの定期的な清掃 ・未使用期間の通電を切るよう努める
冷凍冷蔵庫の適正管理	<ul style="list-style-type: none"> ・季節に応じた温度調整 ・共有利用等による設置数の削減

②暖房、給湯等燃料(A重油・都市ガス・灯油・LPG)の使用量削減

取組項目	具体的取組
空調機器の適正管理	<ul style="list-style-type: none"> ・設定温度の最適化(空調の温度を冷房時28℃設定、暖房時19℃設定の徹底) ・クールビズ・ウォームビズを推進する ・使用の抑制 ・カーテン等簡易な断熱化の励行 ・使用していないエリア(会議室等)の冷暖房の停止を徹底 ・エアコンフィルターの定期的な清掃 ・未使用期間の通電を切るよう努める

ガス給湯器等 の適正管理	<ul style="list-style-type: none"> ・ 給湯温度の最適化 ・ 効率的利用（流しっぱなし、沸かしすぎ等の抑制）
ボイラー等 の適正管理	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保守点検による燃焼効率等の性能維持 ・ 運転時間の効率化

③ 公用車、動力燃料（ガソリン・軽油）の使用量削減

取組項目	具体的取組
公用車利用 の適正管理	<ul style="list-style-type: none"> ・ 出張時における公共交通機関の利用 ・ 近距離移動時の徒歩、自転車利用の励行 ・ 同一用務地への相乗りの励行
経済運転 の励行	<ul style="list-style-type: none"> ・ 低公害車、低燃費車の優先利用 ・ 公用車から離れる時は必ずエンジンを切り、無駄なアイドリングは控える ・ 急発進、急加速、空ふかしの抑制 ・ 経済的な走行ルートを選択
車両 の適正管理	<ul style="list-style-type: none"> ・ 車両を適正に整備管理し、排気ガスの削減に努める （タイヤ空気圧などの適切な点検） ・ 不用積載物のチェック

④ 紙の使用量削減、ゴミの減量・リサイクルの推進、水の使用量削減

取組項目	具体的取組
紙 の使用量削減	<ul style="list-style-type: none"> ・ 両面印刷、コピーの励行 ・ ミスコピーの裏面利用 ・ 資料、事務手続きの簡素化 ・ 文書ファイルの共有化、回覧等の活用 ・ 使用済み封筒の活用等
ゴミの減量、 リサイクル	<ul style="list-style-type: none"> ・ 物品の再利用や修理による長期利用に努める ・ 使い捨て容器の購入は極力控える ・ 廃棄物の分別排出の徹底に努める ・ フォルダー等再利用の励行
水適正利用の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日常的に節水を心がける（蛇口のこまめな止水）

4. 取組等（個別）

取組項目	具体的取組
低公害車車両の導入更新	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公用車の更新時に、小型車や低燃費車、ハイブリットカーの導入 （特に平成12年排出ガス基準をクリアしていない車両については、使用状況を勘案して更新を行う。） ※電気自動車やその他クリーンエネルギー車等については、現在技術革新により、日進月歩しており、公用車の使用目的及び航続距離等を勘案して、導入の可能性を検討する 充電施設等については、公用車としての電気自動車導入状況を鑑みて、整備を行う
節水化工事	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自動水栓、節水コマなどの節水型機器の導入に努める ・ トイレ用水等の節水化の検討（トイレ自動洗浄機など）
物品購入 （グリーン購入等）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 古紙配合率のより高い再生コピー紙の購入 ・ 事務用品等は、詰め替えやリサイクル可能な商品を購入 ・ 印刷物の発注時に再生紙の指定 ・ 電気製品等の新規購入、更新時は省エネルギータイプの環境負荷の少ないものの購入 ・ 環境ラベリング（エコマーク、グリーンマーク等）対象製品を購入
敷地の緑化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公共施設敷地における緑化の推進
省エネ化工事の導入、更新	<ul style="list-style-type: none"> ・ 省エネ型照明機器への転換（LED照明、高効率照明等） ・ 施設の新築、改築をする時は、環境に配慮した工事を実施するとともに、環境負荷の低減に配慮した施設等の整備に努める（再生エネルギーの導入） ・ 断熱性能に優れた窓ガラス（ペアガラス、二重ガラス等）を導入 ・ 省エネ性能の高い機器への変更 ・ 規模に応じた適正機器の選択
施設の利用者・来庁者への啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各施設での取組について住民の理解と協力を得られるよう、環境配慮行動に関するポスターを掲示するなどの広報を行う

第4章 推進・点検体制及び進捗状況の公表

1. 推進体制

「推進本部」「推進者」「事務局」を設け、計画の着実な推進と進行管理を行います。

(1) 推進本部

町長を本部長、副町長を副本部長とし、教育長・各部局長等を構成員として組織し、計画の見直し及び計画の推進点検並びに評価を行います。

(2) 推進者

各課及び各出先機関の施設等の管理担当を「推進者」として、「推進者」は計画の推進及び進捗状況を把握しつつ、点検を行い計画の総合的な推進を図るとともに必要に応じて事務局に点検結果等を報告します。

(3) 事務局

事務局を環境担当課に置き、計画全体の推進及び進捗状況を把握し、総合的な進行管理を行うとともに進捗状況を公表します。

2. 点検体制

「事務局」は、「推進者」をとおり、定期的に進捗状況の把握を行い、「推進本部」において年1回の点検評価を行います。

3. 進捗状況の公表

計画の進捗状況、点検評価結果及び、直近年度の二酸化炭素排出量については、年1回町ホームページ等により公表します。

